

令和 7 年度 学校徴収金の納入について

1 令和 7 年度 年間納入金額

内容		金額	納入回数	納入（引落）時期
項目	学年積立金（※1）	50,000	5 回	4 月から 8 月の各月の末日（※2）
	生徒会費	3,500	1 回	4 月末日（※2）
計		53,500		

※1 記載されている学年積立金の徴収額は基本額です。令和 6 年度の支出額により、徴収額が異なります。

個人別の徴収額は別紙「令和 6 年度 第 1 学年積立金精算書」を御覧ください。

※2 末日が休業日の場合は翌営業日の引き落としです。

2 納入方法等について

ご登録いただいているゆうちょ銀行の口座より引き落とされます。

毎月の引落とし金額の内訳は以下のとおりです。

納入月	引落日	回数	納入額計
4 月	R7. 4. 30	1	13,500
5 月	R7. 6. 2	2	10,000
6 月	R7. 6. 30	3	10,000
7 月	R7. 7. 31	4	10,000
8 月	R7. 9. 1	5	10,000
計（年額）			53,500

<諸費内訳>

学年積立金	生徒会費
10,000	3,500
10,000	
10,000	
10,000	
10,000	
50,000	3,500

（1）未納者への対応について

学年積立金は教材・校外学習・修学旅行等(受益者負担)にかかる経費です。(授業料とは別)
御納入いただけない場合、生徒の行事への参加や教材等の購入ができなくなります。

上記のとおり、授業に支障が出るなど、学校生活を送るにあたって問題が発生します。

万が一、納入が遅れる場合は、速やかに経営企画室の担当または、担任の先生にご連絡ください。

（2）引落としにかかる手数料について

回数	手数料
1 回につき	10 円

手数料分が口座に入金されていないと引き落としされません。

通帳には「荒川工科定時制」と表示されます。

ゆうちょ銀行の手数料について変更になる場合があります。

（3）給食費について

令和 6 年度から都立学校給食費負担軽減事業により、都立学校の保護者が負担する学校給食費を都が全額負担することから、**保護者等から給食費の徴収を行いません。**

（4）その他

残高不足等の理由により、口座から引落としがされなかった場合、翌月に不足分が引き落とされます。

（例：5 月分引落日に残高不足等で引落とし不能の場合、6 月分引落日に 5 月分と 6 月分が引き落とされます。）

連絡先：東京都立荒川工科高等学校
 電話：03-3802-1178